

1. あなたが、あるいはあなたのご親族、ご友人が、犯罪の嫌疑をかけられた場合、弁護人による迅速的確な支援が望まれます。日本国憲法は、全ての国民に弁護人依頼権を保障し、弁護人による適正手続の確保を宣言しています。

2. 私選弁護人とともに、平成 18 年から捜査段階からの国選弁護人制度が始まりました。平成 21 年からは対象も拡大されます。しかし、全ての事件という訳ではありませんので、制度の隙間を埋める支援を予定しています。



3. 裁判員裁判が導入されるなど、今、刑事司法が大きく変わろうとしています。この機に経済的理由により弁護人の十分な援助を受けられない方が出ることのないように、迅速に対応します。

